

相模原市消費生活基本計画の中間改訂について

本市では、市民の消費者としての権利の確立と自立を支援し、安全で安心できる消費生活を確保することを目的に策定した「消費生活基本計画」の中間改訂を行いましたので、お知らせします。

1 中間改訂までの経過

平成22年4月 相模原市消費生活条例施行

平成24年3月 相模原市消費生活基本計画策定

(計画期間：平成24年度から平成31年度まで)

平成27年12月 相模原市消費生活センター条例制定

2 改訂の概要

これまでの計画の体系や基本施策を継承しながら、計画策定時から4年間の取組について評価を行うとともに、インターネットを介した情報サービス等に関するトラブルの相談や、高齢者からの相談の増加など、本市の消費者問題の現状を改めて分析し、消費者行政をさらに推進する計画となるよう新たに次の4つの重点的に取り組むべき施策を明記しました。

【重点的に取り組むべき施策】

消費生活情報の充実

消費生活情報や消費者問題について、広報紙、ホームページ等の多様な媒体を活用することにより、迅速かつ適切に発信する。

消費者教育及び啓発・学習機会の提供

消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるなど、消費者の自立に向け、主催事業や共催事業の実施、学校や地域主催事業、消費者団体事業への講師派遣等の様々な手段により、消費者教育の充実に努めるとともに、ライフステージ別のプログラムについて研究し、実践する。

高齢者等に対する見守りの推進

高齢者支援センターや民生委員・児童委員、自治会、事業者団体など地域における多様な主体と連携を図り、消費者被害の未然防止及び早期の発見と救済を図る。

消費生活相談の充実

消費生活相談に対する窓口の整備を行い、より迅速かつ的確な相談体制を確立するとともに、関係機関等と情報交換や迅速な情報提供による被害の未然防止と救済体制の強化を図る。

【お問い合わせ】

市民局 消費生活総合センター

担当 今井

電話 042-776-2598